

審査申立書

2011(平成23)年9月30日

東京検察審査会 御中

申立人 広田博志 (署名押印)

申立人 渡邊昭孝 (署名押印)

(連絡先等は,別紙申立人目録<省略>記載のとおり)

申立人らは,別紙被疑者目録記載の被疑者について,下記検察官の公訴を提起しない処分に不服があるので,検察審査会法第30条に基づき,貴会に対し,その処分の当否の審査を申し立てる。なお,被疑事実の一部は2012(平成24)年3月末に公訴時効を迎えるので,迅速な審査と議決を求める。

記

第1 審査申立人

別紙申立人目録記載のとおり <省略>

第2 罪名

政治資金規正法違反

第3 被疑者

別紙被疑者目録記載のとおり <省略>

第4 不起訴処分年月日

2011(平成23)年8月11日

事件番号 [平成22年検第 3555~3561号]

[平成23年検第 4860~4866号]

第5 不起訴処分をした検察官

東京地方検察庁 検察官 検事 森裕樹

第6 被疑事実の要旨

1. 2010(平成22)年1月19日付け告発状(以下、「第一次告発状」という)で告発した被疑事実の概要

(1)

ア 「日本司法書士政治連盟」(以下、「日司政連」という)は、東京都新宿区に本部を置く、政治資金規正法(以下、「規正法」という)の適用を受ける政治団体である。

イ 日司政連は、規約で、司法書士制度発展のための政治活動を行うことを目的に掲げ、全国の司法書士政治連盟(法務局又は地方法務局の所在地ごとに設立された地方組織の政治団体で、全国50の司法書士会ごとに1つずつ設立されており、ほとんどが各当地の司法書士会事務局を主たる事務所としている。以下、「単位司政連」という)のみを構成員としている。個人会員は存在しない。

(2) 日司政連の会計責任者、代表者及び事務担当者らの役員(以下、「日司政連幹部ら」という)は、2006(平成18)～08(同20)年の3年分の政治資金収支報告書(以下、「収支報告書」という)に、

総額1億3千万円以上の「会費」名目の寄附を、単位司政連から受領したのに、一切記載していない。

一方、日司政連には上記のとおり個人会員が存在しないのに、同3年間に延べ5万5千人以上から総額1億5千万円以上の「個人からの会費」を受領した、と偽装する虚偽記載をした。

(3) 同3年間に、単位司政連のうち4団体に対し延べ7回、明細記載が義務付けられている5万円を超える金員を交付したが、日司政連幹部らは、これを収支報告書に一切記載していない。

(4)

ア 単位司政連には、規正法で義務づけられている届出をしていない政治団体（以下、「無届団体」という）が複数含まれている。

イ 無届団体の一つである「日本司法書士政治連盟釧路会」（以下、「日司政連釧路」という）の代表者及び会計責任者は、日司政連に対し、政治団体の届出前に「日司政連会費」の名目で金銭を支出した。こうした支出は、規正法によって罰則付きで明確に禁止されている。

2. 2011（平成23）年2月15日付け告発状（以下、「第二次告発状」という）で告発した被疑事実の概要

(1) 単位司政連の一つであり、無届団体の一つでもある「札幌司法書士政治連盟」（以下、「札幌司政連」という）の代表者及び会計責任者は、政治団体の届出前である2008（平成20）年4月1日から09（同21）年3月31日の1年間に、政治活動のため、238万円余りを支出した。

(2) 札幌司政連らの上記違法支出には、110万円余りの日司政連への寄附が含まれるが、日司政連は、当該寄附受領を収支報告書に一切記載していない。

(3) 札幌司政連は、1972（昭和47）年に結成され、その後（告発時点で）37年間にわたり活動を続けてきたことを自ら公表しているにもかかわらず、2009年12月24日、北海道選挙管理委員会に対し、「組織年月日」を届出日（09年12月24日）とする政治団体設立届を提出した。

(4) 札幌司政連の代表者らは、10年3月30日に提出した09年分の収支報告

書に、政治団体の届出前に支出した違法行為の発覚を恐れ、従前は政治団体ではない団体であったかのように仮装するため、「政治活動を行うことを目的に追加し、団体を衣替えしたため振り替えした」と虚偽の記載をした。

3. 第一次告発状及び第二次告発状で告発した被疑事実の背景

- (1) 被疑者らの上記行為は、「個人の会費」につき明細の記載が不用である現行制度を悪用し、また、政治団体の届出をせず、政治活動に関する違法な支出を続けていたもので、規正法の目的及び趣旨を根本から踏みにじるものである。
- (2) 規正法は、政治団体の届出をする前の寄附受領及び支出を禁じ、無届団体の政治活動を事実上不可能としている。政治団体の届出をしなければ、収支報告書の提出も逃れることができ、結果として政治団体の収入支出が闇の中におかれてしまうからであり、政治団体に届出を義務づけているのは、政治団体が受領したり支出したりする寄附が「裏のカネ」となってしまう事態を防ぐねらいもある。
- (3) 被疑者ら(日司政連釧路及び札幌司政連の代表者ら)が行った、政治団体の届出をしない状態での支出は、「国民の不断の監視と批判」の下に政治活動を行うべきとする規正法の趣旨を根底から無視する重大な犯罪といえる。
- (4) また、本事件の告発前の調査過程で、全単位司政連の3年分の収支報告書(告発状に証拠資料として添付)を取り寄せ調べたところ、強制加入の公益法人である司法書士会から、これら政治団体に対する利益供与の実態が多数判明した。こうした利益供与は、規正法違反に加え、憲法や最高裁判例等の趣旨にも反している。
- (5) 申立人らは、被疑者らが、無届団体からの違法寄附や、違法性を帯びた「灰色」の資金の流れを収支報告書上から完全に隠蔽するのが本件虚偽記載等の動

機及び重要な背景であった，と考えている（詳細はp 13，後記第7，4.(9)を参照）。

4. 各被疑者の被疑事実の一覧は，別紙添付資料3「告発状における被疑者別の告発被疑事実一覧表」を参照。また，各被疑事実の全容は，第一次告発状及び第二次告発状を参照（いずれも検察庁が貴会に提出する不起訴記録に含まれているはずである）。

第7 不起訴処分を不当とする理由

1. 前提事実及び総論

(1) 申立人らに送付された不起訴処分理由告知書（添付資料2）には，一部の被疑者については複数の不起訴理由が併記されているうえ，不起訴理由も「嫌疑不十分」「起訴猶予」といった一語のみの記載しかなく，各被疑事実毎の判断や，結論の根拠は全く不明である。

(2) そこで，2011（平成23）年8月29日に申立人広田から担当検事（前記第5記載のとおり）に電話をかけ，具体的な説明を求めた。しかし，検察官は，「告知書記載の理由以外については説明する必要はないと考えている」との回答に終始し，具体的な説明にはいっさい応じてもらえなかった。

(3)

ア しかし，告発人である申立人らとしては，膨大かつ明白な証拠資料等に基づき，複数の弁護士にも相談のうえ，告発被疑事実が刑事処分に相当することを確信して二次にわたり告発したものである。そうであるにもかかわらず，検察官が「嫌疑不十分・嫌疑なし」などと結論づけたのみで，実質的な根拠が一切伏せられている現状では，不起訴処分の妥当性を厳密に判断すること

ができない。

イ 刑事事件について「疑わしきは罰せず」の大原則が適用されるべきことは無論だが、本件については、検察庁が十分に捜査を尽くした上で処分を決定したのか疑問が残るといわざるを得ない。また、被疑者らが対外的に事実関係を公表したり、違法性を認めて謝罪したり、行政処分や社会的制裁を受けているなどの事実はいずれも確認できず、「起訴猶予」を相当とする特別な事情があるとも考え難い。

(4) 一方、2011年8月31日付けの「msn産経ニュース」(産経新聞社のインターネット上のニュースサイト)の記事(添付資料4)によれば、東京地検特捜部は、

『地方組織からの寄付を、存在しない個人会員の会費として政治資金収支報告書に記載した政治資金規正法違反容疑』については『「単純ミスと認められる」と不起訴処分にした』

『政治団体設立を届けないまま政治活動に費用を支出したとして「札幌司法書士政治連盟」なども同法違反容疑で告発していた』件については、『「極めて軽微」として起訴猶予などの不起訴処分とした』

などと報じられている。

2. 「設立届出前の政治団体による支出」(規正法23条,同28条の3 違反)につき、被疑者らを主に「起訴猶予」により不起訴処分としたことについて

(1) 検察官は、日司政連釧路の代表者< E > , 会計責任者(氏名不詳)及び団体としての日司政連釧路並びに札幌司政連の代表者< G > , 会計責任者< H > 及び団体としての札幌司政連について、主な理由を「起訴猶予」として不起訴処分を行った。

(2) 「起訴猶予」と判断した正確な理由は不明だが、前述の報道によれば、本件違法行為を東京地検特捜部は「極めて軽微」なものと判断した、と読み取れる。

(3) しかし、規正法所定の政治団体の届出をせずに、政治活動に関し寄附を受け、支出をすることを禁じた規正法第 8 条に違反（23 条により 5 年以下の禁錮又は 100 万円以下の罰金）したことは、決して「極めて軽微」な違法行為などではない。

(4) 規正法は、『政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開、政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正、その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的』（総務省自治行政局選挙部政治資金課発行「政治資金規正法のあらまし」p 1）としている（規正法第 1 条参照）。

(5) もし政治団体が「政治団体の届出」をしなければ、規正法に基づく会計帳簿の備付や、収支報告書の提出などの措置も全く確保されず、当該政治団体は完全に規正法の“守備圏外”におかれてしまう。「政治団体の届出」は、規正法の実効性を確保するために必要な、最重要の第一条件なのである。これを無視して政治団体が政治活動を行い支出をすることは、規正法を全部無視して政治活動を行うに等しく、規正法の趣旨を根底から踏みにじる許されざる行為なのである。

(6)

ア 仮に、政治団体の届出をしないで行った政治活動に関する支出が、政治家や行政に対する賄賂などの「黒いカネ」ではなかったとしても、それを理由として、一切の処罰を免除すべく不起訴とするほど違法性が軽微であるとはいえない。

イ 例えば、完全に整備の行き届いた自動車であっても、車検を受けずに運行すれば処罰され、優れた運転技術を有し極めて安全な運転を行う者であっても、免許を受けずに運転すれば、事故の有無に関わらず処罰される。登録制

度により自動車の安全性能水準を確保し、免許制度により運転者の技術や安全知識の水準を確保することが、道路交通における安全を確保向上させるための重要な最初の一步といえ、道路運送車両法や道路交通法の根底にかかわる問題だからである。

ウ 政治団体の届出も、規正法による「規正」を政治団体に及ぼすための重要な最初の一步であり、これを無視することは、上述のとおり、法の存在を根底から覆しかねない重大な違法行為であるから、支出金額の多少や支出名目の違法性の有無は、処罰の程度（禁錮・罰金、その期間や金額）の点で考慮しうるとしても、処罰を一切免れる理由とはなり得ない。

(7)

ア 札幌司政連は、(告発時点で)結成後37年間にわたり政治団体の届出をせずに活動してきたことが明らかであり、その間、一切支出をせずに政治活動を行っていたとは到底考え難い。

イ だとすると札幌司政連による政治団体の届出前の支出という違法行為は、告発状で指摘したものだけに限らず、過去から常習的に行われていたものであることが十分に疑われる。“一瞬魔が差して行った一度の過ち”などではないのだから、東京地検特捜部が、かかる違法行為を「極めて軽微」と解したとすれば、はなはだ疑問だといわざるを得ない。

(8)

ア 第一次告発状の「第3 告発の理由」の「2」(10～11頁)では、日司政連を構成する単位司政連のうち、札幌司政連、日司政連釧路に加えて、福島県、秋田県、北海道函館市、そして愛知県にそれぞれ事務所をおく4団体についても、同様に直近まで政治団体の届出がなされていないことを指摘していた。そして、これら4無届団体も、日司政連に会費を納入し、規正法8条に違反して、政治団体の届出前に政治活動に関する支出を行っていた疑いが強いことも指摘していた。

イ 告発状提出時点では明確な証拠資料が得られず、4無届団体の規正法8条違反の支出行為については告発対象から除外していたが、検察官が不起訴処

分を下す前の2011（平成23）年7月末の時点で、いずれの無届団体も規正法8条に違反して日司政連に対し会費を支出していたことが、インターネット上、それも総務省のホームページに公表される形で明らかになっている（添付資料5，6）。

(9) 前記4無届団体の実態は次のとおりである。

「日本司法書士政治連盟愛知会」は、政治団体設立届に添付して提出された「規約」の「第8章 附則」の施行年月日によれば、遅くとも1970（昭和45）年には結成されており、また、遅くとも最終施行日の1998（平成10）年1月1日の時点で、「政治資金規正法に基づく積極的な政治活動」を事業として行う旨を定めた政治団体だったことが明らかである（添付資料7）。

「日本司法書士政治連盟秋田県会」は、政治団体設立届を提出したのは2009（平成21）年12月7日であるが、実際には1974（昭和49）年頃に発足し、日司政連を構成する単位司政連の一つとして活動してきた政治団体である（添付資料8，9）。

「日本司法書士政治連盟福島会」は、政治団体設立届を提出したのは2009（平成21）年7月31日であるが、実際にはどんなに遅くとも2002（平成14）年以前に組織されて日司政連を構成する単位司政連の一つとして活動してきた政治団体である（添付資料10，11）。

「日本司法書士政治連盟函館会」は、政治団体設立届を提出したのは2009（平成21）年9月14日であるが、実際にはどんなに遅くとも2002（平成14）年以前に組織されて日司政連を構成する単位司政連の一つとして活動してきた政治団体である（添付資料12，11）。

(10)

ア 結論として、日司政連を構成する50の単位司政連のうち、一割を超える6団体が、政治団体の届出をしない状態で、政治活動に関し支出するという規正法違反行為を長年続けていたことが明らかになっていたのである。二次にわたる告発状で告発済みの日司政連釧路及び札幌司政連による政治団体の

届出前の違法支出行為は、いわば氷山の一角に過ぎない。

イ 日司政連という組織を構成する政治団体の間で、かかる違法行為が多数行われていたことを考慮すれば、告発された2団体による違法支出行為は、決して「極めて軽微」な違法行為などではなく、看過できない極めて重大な違法行為なのである。

3. 「札幌司政連の収支報告書への虚偽記載」(規正法25条1項3号違反)につき、被疑者を「嫌疑なし」により不起訴処分としたことについて

(1) 検察官は、札幌司政連の会計責任者< I >について、理由を「嫌疑なし」として不起訴処分を行った。

(2)

ア 第二次告発状の「第3 告発の趣旨」の「3 札幌司政連の収支報告書への虚偽記載告発事件」の「(1) 被告発人< I >の責任」(5~6頁)で述べているとおり、同項目のアの記載「政治活動を行うことを目的に追加し、団体を衣替えしたため振り替えした」は、事実と明らかに異なる記載である(第二次告発状添付の証拠資料1及び8参照)。

イ そして、2009(平成21)年1月1日から同年12月31日の間に「政治活動を行うことを目的に追加」した事実が存在しない以上、被疑者< I >が、収支報告書に記載した内容が虚偽であることを知っていたことは明らかである。知った上で虚偽の記載をすれば、虚偽記載の故意の存在は明白であろう。積極的に法を無視した行為に対し「嫌疑なし」と判断したことは、この上なく不当なのである。

(3) 被疑者< I >には、第二次告発状の前記項目オ(6頁)で指摘しているとおり、政治団体の届出前の支出という違法行為を隠蔽するという動機もあった。

4. 日司政連幹部らによる収支報告書の虚偽記載及び不記載につき、被疑者を「嫌疑不十分 嫌疑なし」により不起訴処分としたことについて

- (1) 検察官は、日司政連の代表者< A >、会計責任者< B >、事務担当者< C >及び< D >について、理由を「嫌疑不十分 嫌疑なし」として不起訴処分を行った。
- (2) 「嫌疑不十分 嫌疑なし」と判断した根拠は不明だが、前述の報道によれば、本件被疑事実について、東京地検特捜部は「単純ミスと認められる」と判断した、と読み取れる。
- (3) しかし、被疑者らによる収支報告書の虚偽記載・不記載は、決して「単純ミス」などでないことは、二次にわたる告発状に添付した証拠資料等から明らかである。
- (4)
 - ア 第一次告発状の「第3 告発の理由 1」(8～10頁)に記載のとおり、日司政連に「個人会員」が存在しないことは、日司政連幹部らにとっては周知の事実である(第一次告発状の証拠資料9, 11, 18)。そして、実際には、政治団体である各单位司政連から日司政連に会費が納入されていたことも揺るぎない事実である。
 - イ 政治団体からの「会費」が規正法上は「寄附」とみなされていることを、日司政連幹部らが知らなかったわけがない(後述するが、日司政連幹部らは、< C >を除き全員が司法書士という法律専門職である)。よって、被疑者らは、事実と異なることを明確に認識していながら、収支報告書に虚偽の記載をしていたのであって、故意の存在は明白であろう。
- (5) 傘下の政治団体である各单位司政連からの会費(前述のとおり、規正法上は「寄附」とみなされる)を、すべて「個人の会費」と偽れば、明細の記載を免れ、政治団体の届出をしていない政治団体から違法に支出された会費が含まれてい

ることも不明にできる。政治団体の届出前の支出が軽微な違法行為ではないからこそ、「個人の会費」と虚偽記載して明細を隠すことに実益があり、それはすなわち動機となりうるのである。

(6)

ア 百歩譲って、仮に事務的な「単純ミス」であるとすれば、収支報告書の記載内容が事実と相違することの指摘を受けた場合には、直ちに訂正するのが通常であろう。

イ しかし、申立人広田が2009（平成21）年7月2日にインターネット上のブログにて一般公開する形で問題点を指摘し、同年10月1日には日司政連に対し内容証明郵便で公開質問状を発するなどしたにもかかわらず、被疑者らは収支報告書の訂正を行なわなかった。

ウ そして、同年12月12日の日本経済新聞による報道で、上記ブログと同様の問題指摘をされても、被疑者らは、なおも放置し続けた。そのため、翌2010（平成22）年1月に本件告発に至ったのである（第一次告発状13頁 第4告発の事情2（1））（第一次告発状の証拠資料7，12）。

(7)

ア 2011（平成23）年7月末、総務省のホームページでの公開によって、同年7月13日付けで日司政連の収支報告書の一部（平成19年分と平成20年分）が訂正されたことが判明した（添付資料5，6）。

イ 日司政連が収支報告書を訂正するまでに、刑事告発を受けてから1年半、問題指摘を受けてから2年も要しており、とても「単純ミス」であったとは考え難い。

ウ なお、平成18年分の収支報告書は、法定保管期限（3年）の経過により総務省保管の原本が廃棄されており、訂正は行われていない。一方、官報に掲載された収支報告書の要旨は、収支報告書の原本廃棄後でも訂正申立が可能であり、訂正があった場合は官報に告示されるが、日司政連は、その訂正申立を行っていない（2011年8月1日総務省政治資金課による電話回答）。

(8)

- ア また、本件虚偽記載が「ミス」、すなわち故意ではない過失だとしても、政治団体の会計責任者は、重大な過失による虚偽記載に対しては責任を負うとされている（規正法27条2項）。
- イ 存在しない「個人会員の会費」が記載された収支報告書を一目みれば、すぐに事実との相違に気付くはずであるから、それを見逃して宣誓書に記名押印することは重大な過失である。
- ウ これがもし、「重大な過失」にも当たらず、会計責任者ですら一切の刑事責任を免れるというのであれば、「責任者」の肩書きなど“名ばかり”となるだけでなく、規正法そのものが、存在する意味も価値もない法律となってしまうであろう。

(9)

- ア 無届団体からの違法な会費支出問題のほかにも、単位司政連から日司政連に納入されている会費については問題がある。
- イ 第一次告発状の「第4 告発の事情 1」(11～13頁)に記載したとおり、多くの単位司政連は地元の司法書士会から違法性の疑いのある利益供与を受けている実態がある。いわば「黒い」カネである。その黒いカネは、各単位司政連が会員から集めた会費と混入されることによって「灰色」のカネとなり、日司政連に上納される。そして、日司政連が収支報告書に単位司政連との間での金銭の授受を一切記載せず、約1万8～9000人にも及ぶ個人会費と偽って記載することで、その色合いは「純白」に見えるようになる。
- ウ この手法により、日司政連は、政治資金収支の表面上、司法書士会と単位司政連との間における癒着の問題を切り離すことができる(添付資料14)。公益法人と関連政治団体に起こりがちな癒着の問題を隠蔽し、日司政連の資金源が個人からの“浄財”のみであると装うことができるのである(添付資料13)。
- エ こうした事情も、本件虚偽記載に至る重要な背景であると考えられる。仮

に検察官が「単純ミス」との見解を示しているとするれば、重大な背景事実を無視したものであるといわざるを得ず、予断に基づく不十分な捜査しか行われていないのではないかという疑いを否定できない。

5. 結論

よって、本件不起訴処分には不服があるから、貴会に対し、以上のとおり、その処分の当否の審査を申し立てる次第である。

第8 その他の事情など

(1) 被疑者らは、< C >を除いて全員司法書士である。司法書士は、司法書士法に基づき、裁判所又は検察庁に提出する書類の作成等も業とする法律専門職の一つである（司法書士法3条）。日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という）が定める「司法書士倫理」によれば、司法書士は、「その使命が、国民の権利の擁護と公正な社会の実現にあることを自覚し、その達成に努める。」（同倫理1条）、「公益的な活動に努め、公共の利益の実現、社会秩序の維持及び法制度の改善に貢献する。」（同7条）などとされている。

(2)

ア 被疑者らの行為は、「個人の負担する党費又は会費」については収支報告書に一切の明細の記載を不要としている現行規正法の抜け穴を悪用し、政治資金の透明化という規正法の目的及び趣旨を根本から踏みにじるものである。それ自体、許されざるものであることはいうまでもない。

イ 同時に、法律専門職により組織される団体による法の盲点を利用した組織ぐるみの違法行為は、司法書士のみならず、他の法律専門職に対する市民の信頼を傷つけることに繋がる恐れもある。法律専門職による違法行為に対し司法による厳正な対応がなされないとするれば、司法制度そのものに対する国民の信頼の著しい低下を招くことになるであろう。

- (3) 法務大臣は司法書士会及び日司連の会則の認可権限を有し，法務局長は司法書士に対する懲戒権限を有するなど，法務省は，司法書士制度に対し一定の監督権限を有している。
- (4) 本件告発後においても，日司政連の定時大会に法務大臣が来賓として出席して祝辞を述べたなどの事実が確認されている（添付資料 15，16）。
- (5) 本件は，法務省と一定の関係のある被疑者らが捜査対象となるものであるもので，検察庁の業務遂行の独立性について疑義の生じる余地のないよう，再捜査がなされる場合には特に厳正を期して臨むべきであることを申し添え，本申立書の結びとする次第である。

以 上

添 付 資 料

- 1 . 平成 23 年 8 月 11 日付け「処分通知書」写し
- 2 . 平成 23 年 8 月 25 日付け「不起訴理由告知書」写し
- 3 . 「告発状における被疑者別の告発被疑事実一覧表」
- 4 . 2011 年 8 月 31 日付け m s n 産経ニュース
- 5 . 日司政連の平成 19 年分政治資金収支報告書（平成 23 年 7 月 13 日付けで訂正後のもの）の写し
- 6 . 日司政連の平成 20 年分政治資金収支報告書（平成 23 年 7 月 13 日付けで訂正後のもの）の写し
- 7 . 平成 22 年 12 月 20 日 22 選第 581 号により行政文書一部開示決定を受け，愛知県選挙管理委員会から開示された公文書の写し（日本司法書士政治連盟愛知会に関する政治団体設立届及び規約，政治団体台帳など）
- 8 . 平成 22 年 12 月 15 日秋選管 - 536 により行政文書部分公開決定を受け，秋田県選挙管理委員会から開示された公文書の写し（日本司法書士政治連盟秋田県会に関する政治団体設立届，規約及び政治団体台帳）

- 9 . 日司政連が平成16年12月に発行した冊子「飛翔 Volume.53」の一部の写し(表紙,裏表紙,目次,36頁)
- 10 . 平成22年12月13日22福選第491号により公文書一部開示決定を受け,福島県選挙管理委員会から開示された公文書の写し(日本司法書士政治連盟福島会に関する政治団体設立届及びその添付書類,政治団体の台帳など)
- 11 . 日司政連が平成14年11月に発行した冊子「飛翔 Volume.51」の一部の写し(表紙,裏表紙,目次,18~23頁,40~41頁)
- 12 . 平成22年12月15日渡選第141-1号により公文書一部開示決定を受け,開示された公文書の写し(日本司法書士政治連盟函館会に関する政治団体設立届及び規約など)
- 13 . 日司政連の収支報告書虚偽記載の図解(図1・図2)
- 14 . 平成22(2010)年3月12日付け週刊法律新聞「論壇」写し
- 15 . 2010年4月28日付け「飛翔速報版」 54
- 16 . 日司政連のホームページ「活動報告 平成23年4月16日(土)」

以 上